

総務課

登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会について

1 趣旨

都道府県が行う登録販売者試験については、薬事法の一部を改正する法律案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議において、「国の関与の下に、都道府県によって難易度等に格差が生じないようにするとともに、その内容についても一定の水準が保たれるよう指導を行うこと」とされている。

このため、登録販売者試験に関し、出題範囲、実施方法等について検討し、その結果を踏まえて試験の実施に関するガイドラインを作成するため、本検討会を開催するものである。

2 主な検討事項

- (1) 出題範囲
- (2) 試験実施の在り方
- (3) 受験資格
- (4) その他

3 構成員の構成

- (1) 検討会は、薬学、法律学の学識を有する者、都道府県の関係者等の有識者9名で構成する。
- (2) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

4 運営

- (1) 検討会は、医薬食品局長が招集する。
- (2) 検討会の議事は座長が行う。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ指名する者が職務を代理する。
- (4) 検討会の議事は公開し、議事録を作成・公表する。

5 その他

検討会の庶務は、総務課において処理する。

登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会構成員

(50音順)

- | | |
|--------|---------------------|
| 芦野 研治 | 東京都福祉保健局健康安全室薬務課長 |
| 井村 伸正 | 北里大学名誉教授 |
| 神田 敏子 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 倉田 雅子 | 納得して医療を選ぶ会 |
| 田頭 和恵 | 愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長 |
| 増山 ゆかり | 全国薬害被害者団体連絡協議会 |
| 松本 恒雄 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 望月 眞弓 | 北里大学薬学部教授 |
| 山添 康 | 東北大学薬学部教授 |

薬事法第36条の3第1項第1号及び第2号の規定により厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品を定める件(仮称)案の概要

1. 概要

別紙に掲げる一般用医薬品について、第一類医薬品又は第二類医薬品に指定すること。なお、第三類医薬品についても明示することとする。

※根拠条文：薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の3第1項第1号及び第2号

※第一類医薬品：その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

第二類医薬品：その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第一類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの

第三類医薬品：第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

2. リスク分類の考え方等

一般用医薬品としてこれまで承認を受け、製造販売されている製品に配合されている有効成分について、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会の報告（以下「検討部会報告」という。）において、3つに区分された延べ485成分との同等性に基づき分類を行った（リスク分類の方法については、参考資料を参照）。

延べ2,578成分について第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に該当する成分に分類した。また、検討部会報告で示された考え方に基づき、漢方処方製剤、殺虫剤、消毒剤、体外診断薬などについても、カテゴリーごとに分類を示した。

なお、470成分の生薬（天然物由来成分を含む。）についても、第二類医薬品又は第三類医薬品に該当する成分に分類した。

※ 薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会資料（平成18年11月30日開催）

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/yakuji.html#anzen>

3. 施行期日

平成19年4月1日（予定）

○第一類医薬品

- ・ 殺虫剤（人の身体に直接使用されることのないもの。ただし、製剤が毒薬又は劇薬であるものに限る。）
- ・ 別表第一に掲げる成分を有効成分として含有するもの

○第二類医薬品

- ・ 殺虫剤（人の身体に直接使用されることのないもの。ただし、製剤が毒薬又は劇薬であるものを除く。）
- ・ 消毒剤（人の身体に直接使用されることのないもの。）
- ・ 体外診断用医薬品
- ・ 漢方処方に基づくもの及びこれを有効成分として含有するもの
- ・ 別表第二に掲げる成分を有効成分として含有するもの（ただし、別表第一に掲げる成分を有効成分として含有するものを除く。）

○第三類医薬品

- ・ 別表第三に掲げる成分のみを有効成分として含有するもの

※ 生薬成分（天然物由来成分を含む。）については、別表第四として、リスク分類案を示すこととする。

※ 告示の制定にあたっては、薬効群又は投与経路が異なる場合であっても、分類案が同じである成分については、一つにまとめる予定である。

※ また、2年以内に販売実績がないことが確認された成分や平成19年3月31日までに承認整理されている場合等にあつては、指定告示には含めない予定である。

薬局機能情報公表制度について（案）

1 目的

薬局に対し、当該薬局の有する機能に関する情報（以下、「薬局機能情報」という。）について都道府県への報告を義務付け、都道府県において住民・患者への情報提供を実施する体制を整備し、報告を受けた情報を集約化するとともに、住民・患者に対しわかりやすい形で提供することにより、住民・患者による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

本制度は、薬局が自らの責任において薬局機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該薬局機能情報をそのまま公表するものである。

薬局は、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局又はかかりつけ薬剤師等が、住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

また、薬局機能情報について誤りがあった場合、当該薬局は速やかにその訂正を申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。

3 実施主体

都道府県を実施主体とする。

ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

（1）都道府県における運営体制

- ・ 都道府県の薬務担当部局において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図ることが望ましい。

- ・ 地方自治法に基づき、政令市等に制度実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、薬局から薬局機能情報の報告がない場合や誤った報告が行われた場合における薬局への指導等）を委譲する場合においても、制度の実施についての責任主体は都道府県とし、最終的な薬局機能情報の公表は都道府県において行うものとする。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り運営することとする。
- ・ 住民・患者からの薬局機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、案内体制を整備するなどの必要な措置を講じて、適切に行うものとする。
- ・ 本制度は、薬局機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

（２）薬局機能情報の報告手続

①薬局機能情報の報告時期

- ・ 薬局の開設者は、当該薬局の所在地の都道府県知事に対し、別に定める薬局機能情報について、毎年都道府県において定める時点における情報の報告を行うものとする。
- ・ 薬局の開設者は、報告した薬局機能情報のうち一定のものに修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して修正又は変更の報告を行うものとする。

②薬局機能情報の報告方法

- ・ 都道府県は、薬局からの定期的な報告に際して、薬局機能情報に関する調査票を薬局に送付することとし、薬局は当該薬局の機能に関する情報を調査票に記載し書面又は電子媒体により提出することとする。
都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する薬局の情報について、照会を行うことができることとする。

なお、調査票の様式については、別に定める事項を全て報告させる事項として含む限りにおいて、各都道府県の任意とする。また、2回目以降の記入方法については、前回報告のあった調査票の修正・変更をもって行うことができることとする。

- ・ 薬局機能情報の修正又は変更の報告については、
 - ア 薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号、ファクシミリ番号、開局日及び開局時間については、薬局の基本情報として重要な事項であるため、修正又は変更のあった時に、書面又は電子媒体で都道府県知事に対して報告を行わなければならない情報とする。
なお、薬事法第10条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。
 - イ 基本情報以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、都道府県独自の取組により、変更時の随時更新を認めることとしても差し支えない。
 - ウ 都道府県が、薬局自らがシステムにアクセスして薬局機能情報を変更できるシステムを有する場合には、情報の管理・運営の観点から、薬局が自ら変更した事項については、月1回を基本に、まとめて書面又は電子媒体で都道府県知事に報告することとする。
- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自に収集し、公表することは差し支えない。

③薬局機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、薬局から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、薬局が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該薬局の開設者に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、薬事法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局の開設者に対し、その報告又はその報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- ・ 報告内容の全部又は一部について、照会、確認等を行う場合、当該照会、確認等に対して、適切な応答がなされず内容の確認ができない場合、又は是

正命令を行い是正がなされるまでの期間については、当該内容の箇所の情報について公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみても差し支えないこととする。この場合において、当該内容の箇所について、照会、確認の過程である旨等が分かるように留意すること。

(3) 薬局機能情報の公表手続

① 薬局機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、薬局から報告された薬局機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 薬局機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、原則としてインターネットにより、薬局から報告された薬局機能情報を公表するものとする。
- ・ インターネットによる公表については、都道府県は、住民・患者による薬局の選択に資するよう薬局機能情報に基づく一定の検索機能を有するようシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットによる公表と併せて、都道府県担当部署等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末等により、公表するものとする。
- ・ また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末等以外に、電話による薬局機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。
- ・ また、注意事項として、2で示す情報の性格について、ホームページ上で併せて記載することとする。
- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する薬局機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。
この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から薬局機能情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 薬局による情報提供

- ・ 薬局は、都道府県知事へ報告した事項について、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 薬局がこれらの提供を行っていない場合には、都道府県知事は、提供するよう指導することができるものとする。
- ・ また、薬局においても、住民・患者からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとする。また、身近なかかりつけ薬剤師においても、患者から他の薬局に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行されるが、各都道府県におけるシステム開発・改変時の準備が必要となることも踏まえ、平成19年度においては、平成19年度中に、薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号、ファクシミリ番号、開局日及び開局時間の基本情報について公表することで足りることとし、公表方法としては、インターネットによる検索機能を有するシステムによって公表することに努めることとする。
- ・ 別に定める情報の全てを公表できるインターネットによる検索機能を有するシステムについては、平成20年度中に運用が開始されるよう、各都道府県はシステムの整備を行うものとする。
- ・ なお、この場合においても、情報の報告については、平成19年度中に、別に定める全ての情報について、薬局から都道府県への報告を開始するものとする。
- ・ 薬局が報告する薬局機能情報については、今後必要に応じ、段階的に項目を見直すものとする。

薬局機能に関する情報

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	
(1) 基本情報	
1 薬局の名称	
2 薬局開設者	
3 薬局の管理者	
4 薬局の所在地	
5 電話番号及びファクシミリ番号	
6 開局日	
7 開局時間	
(2) 薬局へのアクセス	
8 薬局までの主な利用交通手段	
9 薬局保有の駐車場	有無
	駐車台数
	有料・無料の別
10 ホームページアドレス	
11 電子メールアドレス	
(3) 薬局サービス・アメニティー	
12 相談に対する対応	
13 対応することができる外国語の種類	
14 聴覚障害者に対する配慮	
15 視覚障害者に対する配慮	
16 車椅子利用者に対する配慮	
17 受動喫煙を防止するための措置	
(4) 費用負担	
18 医療保険又は公費負担の取扱い	
19 費用の支払に関する事項(クレジットカードによる料金の支払いの可否)	
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項	
(1) 業務内容、提供サービス	
20 認定薬剤師及び専門薬剤師の種類及び人数	
21 薬局業務の内容	無菌調剤実施の可否
	一包装調剤実施の可否
	麻薬調剤実施の可否
	浸煎剤、湯剤実施の可否
	薬局製剤実施の可否
	在宅調剤の実施の可否
	薬歴管理実施の有無
「お薬手帳」交付の可否	
22 地域医療連携体制	医療連携の有無
	地域住民への啓発活動への参加の有無
3. 医療の実績、結果に関する事項	
23 薬局の人員配置	薬剤師数
24 医療安全対策	医薬品の安全管理に係る責任者の配置の有無
25 情報開示体制	
26 症例検討体制	服薬コンプライアンスの確認の有無
27 患者数	
28 患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無
	患者満足度調査結果の提供の有無

「薬事法施行規則の一部を改正する省令（案）」（薬事法第9条の規定に基づく薬局開設者の遵守事項）の概要

改正の経緯

平成17年5月、医療安全対策ワーキンググループによりとりまとめられた報告書「今後の医療安全対策について」において、薬局においても病院、診療所等と同様に管理者の責任の下で、安全管理体制を整備することが当面取り組むべき課題として提言された。

また、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）により、調剤を実施する薬局が医療提供施設として位置付けられたことを踏まえ、安全を提供するための医療提供体制を確保する観点から、薬局における安全管理体制の整備について、薬事法第9条の規定に基づき薬事法施行規則の一部を改正することにより、薬局開設者の遵守事項として新たに定めるものである。

改正の内容

薬局における安全管理体制の確保のために、薬事法第9条に基づく薬局開設者の遵守事項として、薬事法施行規則に以下の事項を新設することとする。

- 薬局開設者は、薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施、その他医薬品に係る安全確保のための措置を講じなければならないものとするもの。
- 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、薬局開設者が講じなければならない措置には、以下の措置を含むものとするもの。
 - ① 医薬品の安全使用のための責任者の設置
 - ② 従業者から薬局開設者への事故報告の体制の整備
 - ③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
 - ④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他医薬品に係る医療の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

（参考）

薬事法（昭和35年法律第145号）（抄）

第9条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法その他薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 薬局開設者は、第7条第1項ただし書又は第2項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、前条第2項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

施行期日と経過措置

平成19年4月1日施行。ただし、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書に係る措置については、施行後3カ月の経過措置を設けるものとする。

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（案）（改正薬剤師法第22条の規定に基づく調剤の場所等）の概要

改正の経緯

薬剤師は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第22条の規定により、原則、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならないこととされているが、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）により、薬剤師法の一部改正が行われ、薬剤師は、医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務の一部を行うことができることとしている。

今般、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部を改正することにより、医療を受ける者の居宅等の範囲、居宅等で行う調剤の業務等を定めるもの。

（参考） 改正薬剤師法第22条

（調剤の場所）

第二十二條 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。）の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

改正案の内容

1. 医療を受ける者の居宅等

改正薬剤師法第22条の居宅その他の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- ① 医療を受ける者の居宅
- ② 以下に掲げる施設の居室

特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設（入所施設に限る。）、婦人保護施設、知的障害児施設（第1種自閉症児施設を除く。）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設に限る。）、障害者支援施設（施設入所支援を提供する場所に限る。）、福祉ホーム、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設・精神障害者社会復帰施設・知的障害者援護施設（いずれも入所施設に限る。)

2. 医療を受ける者の居宅等で行う調剤の業務

改正薬剤師法第22条の調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものは、薬剤師法第24条に基づき、薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるか確認すること及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認することとする。

3. 災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合

改正薬剤師法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- ① 災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合
- ② 患者が疾病、負傷等により寝たきりの状態にある又は歩行が困難である場合、容積及び重量のため、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難なものが処方された場合その他これらに準ずる場合に、薬剤師が医療を受ける者の居宅を訪問して、「2. 医療を受ける者の居宅等で行う調剤の業務」に示す業務を行う場合

施行期日

平成19年4月1日施行。

都道府県別医薬分業率の推移

単位：%

平成15年度			平成16年度			平成17年度		
1	秋田	71.7	1	秋田	72.9	1	秋田	71.4
2	佐賀	69.7	2	佐賀	71.4	2	佐賀	71.3
3	神奈川	68.6	3	神奈川	70.7	3	神奈川	70.3
4	沖縄	65.4	4	沖縄	67.5	4	新潟	66.1
5	宮城	64.2	5	宮城	66.0	5	宮城	65.7
6	東京	63.7	6	新潟	65.4	6	沖縄	65.3
7	新潟	61.8	7	東京	62.9	7	東京	65.2
8	宮崎	60.7	8	宮崎	62.9	8	宮崎	62.9
9	青森	59.5	9	北海道	61.8	9	北海道	62.0
10	北海道	59.3	10	千葉	61.4	10	千葉	61.2
11	千葉	59.3	11	青森	61.4	11	青森	61.0
12	福岡	59.1	12	福岡	60.8	12	岩手	60.7
13	長崎	58.9	13	岩手	60.3	13	福岡	60.5
14	岩手	58.5	14	長崎	59.7	14	長崎	59.1
15	鳥取	57.3	15	鳥取	59.5	15	鳥取	59.0
16	鹿児島	56.3	16	福島	58.6	16	福島	58.5
17	茨城	56.1	17	茨城	58.1	17	埼玉	58.2
18	福島	55.8	18	鹿児島	57.8	18	山梨	58.0
19	山口	55.7	19	山梨	57.7	19	茨城	57.6
20	埼玉	55.0	20	埼玉	57.6	20	鹿児島	57.4
21	大分	54.9	21	大分	57.5	21	大分	57.2
22	静岡	54.0	22	山口	57.0	22	山口	56.6
23	山梨	53.9	23	静岡	56.3	23	静岡	56.6
24	広島	53.4	24	広島	55.4	24	広島	55.3
全国平均		51.6	全国平均		53.8	全国平均		54.1
25	熊本	50.7	25	熊本	52.8	25	熊本	52.9
26	山形	50.5	26	山形	52.0	26	山形	52.3
27	長野	50.4	27	長野	52.0	27	兵庫	52.3
28	兵庫	49.1	28	兵庫	51.4	28	長野	51.8
29	岐阜	45.8	29	岐阜	48.5	29	岐阜	48.8
30	香川	45.5	30	香川	48.3	30	香川	48.3
31	高知	44.4	31	島根	46.9	31	島根	48.1
32	岡山	44.1	32	岡山	46.1	32	岡山	47.0
33	島根	43.9	33	高知	45.9	33	滋賀	46.6
34	滋賀	42.7	34	滋賀	45.6	34	高知	46.4
35	三重	41.5	35	三重	43.7	35	三重	44.0
36	愛知	40.2	36	栃木	42.7	36	栃木	44.0
37	栃木	40.0	37	愛知	42.3	37	愛知	43.7
38	群馬	37.1	38	群馬	38.7	38	奈良	39.6
39	奈良	35.9	39	奈良	37.9	39	群馬	39.3
40	愛媛	35.3	40	大阪	37.3	40	大阪	38.6
41	大阪	35.0	41	愛媛	36.4	41	愛媛	36.1
42	富山	32.8	42	徳島	34.7	42	徳島	35.1
43	徳島	32.4	43	富山	34.1	43	富山	34.1
44	京都	28.1	44	石川	31.1	44	石川	32.6
45	石川	27.8	45	京都	30.8	45	京都	32.3
46	和歌山	26.0	46	和歌山	29.3	46	和歌山	29.6
47	福井	17.0	47	福井	18.7	47	福井	20.1

平成19年度医薬分業推進関係予算案の概要

平成19年度予算案	352,975千円
平成18年度予算額	312,659千円
差引増減額	40,316千円
対前年度比率	112.9%

【事項別】

[単位：千円]

	19年度予算案	(18年度予算額)
1. 薬剤師養成事業費	263,477	(303,128)
(1) 4年制卒薬剤師研修事業費	76,000	(83,173)
<p>薬学教育6年制の導入を踏まえ、4年制卒薬剤師の資質向上のための新たな研修事業として、4年制課程では履修していない医療薬学分野、実務実習分野を中心とした研修を実施する。</p> <p>(補助先：(財)日本薬剤師研修センター、補助率：定額)</p>		
(2) 薬剤師養成問題等検討費	4,551	(689)
<p>薬学教育6年制課程における実務実習の実施体制、薬剤師国家試験及び行政処分を受けた薬剤師への再教育の在り方など薬剤師養成に係る諸課題について検討を行う。</p>		
(3) 指導薬剤師実務実習実施講習会経費	68,196	(44,184)
<p>薬学教育6年制課程における実務実習の開始に向けて、実習受入施設となる薬局・病院において実習生の指導に当たる指導薬剤師を養成するための研修を実施する。</p> <p>(補助先：(財)日本薬剤師研修センター、補助率：定額)</p>		
(4) 専門薬剤師研修事業費	114,730	(114,913)
<p>がん薬物療法等の専門分野における高度な知識・技能を有するがん専門薬剤師を養成するため、一定の実務経験を有する勤務薬剤師を対象に研修を実施する。</p> <p>(補助先：(社)日本病院薬剤師会、補助率：定額)</p>		

2. 薬剤師名簿登録管理・検索システム構築費 76,821 () 0)

国民による薬剤師の資格の確認及び医療における適切な選択に資するよう、厚生労働省ホームページ上で氏名等により薬剤師資格等の確認が行えるシステムを構築する。

3. 医薬分業推進費 12,677 (9,531)

- (1) 医薬分業啓発普及費 4,671 (4,671)
「薬と健康の週間」(10月17日～23日)にあわせて医薬分業を広く国民に普及させるためのポスター等を作成する。
- (2) 医薬分業推進指導者講習会費 375 (398)
地域毎に医薬分業に関して薬局等を指導できる者を育成するため、各都道府県職員等に対する講習会を開催する。
- (3) 医薬分業計画等策定事業費 6,124 () 0)
医薬分業の一層の推進を図るため、医薬分業の進展状況等の地域の実情に即した医薬分業計画モデルを策定するとともに、医療連携体制における薬局の役割や在宅医療における薬局の関与等に関する医療計画モデルを策定し、都道府県に提示する。
- (4) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業導入検討費 1,507 () 0)
薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等の情報の収集・分析の実施に向けて、その具体的方策等を検討する。
(補助先：(社)日本薬剤師会、補助率：定額)

4. 医薬分業推進支援センターの施設・設備整備費

施設：保健衛生施設等施設整備費補助金

設備：保健衛生施設等設備整備費補助金

使用頻度の低い医薬品の備蓄と薬局への譲渡、医薬品情報の収集・提供、休日・夜間時の調剤などの業務を行う薬剤師会(法人)が設置する医薬分業推進支援センターの施設及び設備に要する経費の補助を行う。

(補助先：都道府県薬剤師会等(間接補助)、補助率：1/3)

- (注) 医薬分業推進支援センター施設・設備整備費については、平成19年度予算案及び平成18年度予算額に含まれていない。

医薬分業事業の補助実績

医薬分業推進支援センター補助金(平成5～18年度)

都道府県名	平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成15年度		平成18年度	
	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備	施設	設備
1 北海道																						
2 青森																						
3 岩手																						
4 宮城																						
5 秋田																						
6 山形																						
7 福島																						
8 茨城																						
9 栃木																						
10 群馬																						
11 埼玉																						
12 千葉																						
13 東京都																						
14 神奈川県																						
15 新潟																						
16 富山																						
17 石川																						
18 福井																						
19 山梨																						
20 長野																						
21 岐阜																						
22 静岡県																						
23 愛知県																						
24 三重																						
25 滋賀																						
26 京都府																						
27 大阪府																						
28 兵庫県																						
29 奈良県																						
30 和歌山																						
31 鳥取																						
32 島根																						
33 岡山																						
34 広島																						
35 山口																						
36 徳島																						
37 香川																						
38 愛媛																						
39 高知																						
40 福岡																						
41 佐賀																						
42 長崎																						
43 熊本																						
44 大分																						
45 宮崎																						
46 鹿児島																						
47 沖縄																						
	6	9	4	9	2	1	3	6	1	2	2	2	3	5	1	2	1	2	0	3	0	1

(注)平成14年度、平成16年度及び平成17年度は補助実績なし。